

京 都 大 学 事 務 組 織 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(組織の構成)</p> <p>第2条 本学の事務組織は、法人の経営、大学の教育研究その他本学の業務の実施に関し必要な事務を適確に分掌するため、<u>第4条</u>から第9条までに定めるところにより置かれる組織全体によって系統的に構成されなければならない。</p> <p>2 <u>第4条</u>から第9条までに定めるところにより置かれる組織は、それぞれの所掌事務について、企画及び実施するとともに、その状況を自ら評価して適確化を図り、並びに相互の連絡及び調整を図り、一体として機能を発揮するようにななければならない。</p> <p>(部、課等)</p> <p>第3条 部（この条において別表1左欄に掲げる組織並びに別表2第1欄及び第4欄に掲げる組織をいう。）は、次項の規定による事務分掌の基本組織である課等又は掛その他の内部組織を、その所掌事務の性質に応じて有機的にまとめ、相互の機能を高めることを目的として編成するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務本部)</p> <p>第4条 <u>事務本部に、別表1左欄に掲げる組織を置き、同欄に掲げる部等に同表右欄に掲げる組織を置く。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により置く別表1左欄に掲げる組織のうち部に部長を、オフィスにオフィス長を、室に室長を、同表右欄に掲げる組織のうち課に課長を、室に室長を置く。</u></p> <p>3 <u>前項に定めるもののほか、第1項の規定により置く別表1左欄に掲げる組織のうち部に次長を、オフィスに副オフィス長を、室に副室長を置くことができる。</u></p> <p>(中 略)</p> <p>第6条の2 <u>第5条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、別表第2の2左欄に掲げる部局に係る共通の事務のうち全学に係るもの及</u></p>	<p>(組織の構成)</p> <p>第2条 本学の事務組織は、法人の経営、大学の教育研究その他本学の業務の実施に関し必要な事務を適確に分掌するため、<u>第5条</u>から第9条までに定めるところにより置かれる組織全体によって系統的に構成されなければならない。</p> <p>2 <u>第5条</u>から第9条までに定めるところにより置かれる組織は、それぞれの所掌事務について、企画及び実施するとともに、その状況を自ら評価して適確化を図り、並びに相互の連絡及び調整を図り、一体として機能を発揮するようにななければならない。</p> <p>(部、課等)</p> <p>第3条 部（この条において別表2第1欄及び第4欄に掲げる組織をいう。）は、次項の規定による事務分掌の基本組織である課等又は掛その他の内部組織を、その所掌事務の性質に応じて有機的にまとめ、相互の機能を高めることを目的として編成するものとする。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>第4条 削除</p>

改 正 前	改 正 後
<p><u>び同欄に掲げる部局の事務については、同表右欄の組織が処理する。</u></p> <p>(中 略)</p> <p>(特命事項を処理する組織等)</p> <p>第 8 条 <u>第 4 条から第 6 条までに定めるもの</u>のほか、総務担当の理事の下にデパートメントオフィスの設置準備に係る事務を処理させるため別表 2 の 3 に掲げるデパートメントオフィス設置準備室（以下「設置準備室」という。）を置き、別表 3 第 1 欄に掲げる組織に同表第 2 欄に掲げる総長が特に命ずる事務その他の特命事項に係る事務を処理させるため同表第 3 欄に掲げる組織又は職を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(職責)</p> <p>第 1 0 条 <u>事務本部に置く部の部長、オフィス長、広報室長、インスティテューショナル・リサーチ室長、国際交流室長、不正防止実施本部事務室長及び事務改革推進室長は、総長及び担当理事又は副学長の監督の下にそれぞれ部、オフィス、広報室、インスティテューショナル・リサーチ室、国際交流室、不正防止実施本部事務室及び事務改革推進室の事務を掌理し、監事支援室長は、監事の監督の下に監事支援室の事務を掌理し、</u>共通事務部の事務部長は、別表 2 第 3 欄に掲げる部局の長の監督の下に共通事務部の事務を掌理し、部局事務部及び部局事務室の長は、当該部局の長の監督の下に当該事務組織の事務を掌理する。</p> <p>2 次長は、<u>当該部長又は事務部長の職務を助け、当該事務組織の業務を整理する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>副オフィス長、副室長及び副事務長は、当該オフィス長、室長又は事務長の職務を助け、当該事務組織の業務を整理する。</u></p> <p>5～1 0 (略)</p> <p>(学系、学域及び全学教員部の事務)</p> <p>第 1 0 条の 2 (略)</p> <p>2 <u>総長オフィス又は人事部及び全学教員部の</u></p>	<p>(特命事項を処理する組織等)</p> <p>第 8 条 <u>第 5 条及び第 6 条に定めるもの</u>のほか、総務担当の理事の下にデパートメントオフィスの設置準備に係る事務を処理させるため別表 2 の 2 に掲げるデパートメントオフィス設置準備室（以下「設置準備室」という。）を置き、別表 3 第 1 欄に掲げる組織に同表第 2 欄に掲げる総長が特に命ずる事務その他の特命事項に係る事務を処理させるため同表第 3 欄に掲げる組織又は職を置く。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(職責)</p> <p>第 1 0 条 共通事務部の事務部長は、別表 2 第 3 欄に掲げる部局の長の監督の下に共通事務部の事務を掌理し、部局事務部及び部局事務室の長は、当該部局の長の監督の下に当該事務組織の事務を掌理する。</p> <p>2 次長は、事務部長の職務を助け、当該事務組織の業務を整理する。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>4 副室長及び副事務長は、室長又は事務長の職務を助け、当該事務組織の業務を整理する。</p> <p>5～1 0 (同 左)</p> <p>(学系、学域及び全学教員部の事務)</p> <p>第 1 0 条の 2 (同 左)</p> <p>2 全学教員部の教員が所属する部局の事務を</p>

改 正 前	改 正 後
<p>教員が所属する部局の事務を処理する事務組織は、当該組織が処理する事務のほか、全学教員部の事務を併せて処理するものとする。</p>	<p>処理する事務組織は、当該組織が処理する<u>業務又は事務</u>のほか、全学教員部の事務を併せて処理するものとする。</p>
<p>3 (略) <u>(事務本部の所掌事務等)</u></p>	<p>3 (同 左)</p>
<p>第 1 1 条 <u>事務本部に置く組織の所掌事務及びその分掌は、総長が別に定める。</u></p>	<p>第 1 1 条 <u>削除</u></p>
<p>(共回事務部の所掌事務等)</p>	<p>(共回事務部の所掌事務等)</p>
<p>第 1 2 条 共回事務部における所掌事務及びその分掌は、部局の事務については別表 2 第 3 欄に掲げる部局の長及び同表第 4 欄に掲げる部局事務部及び部局事務室の長と、学系又は学域の事務については当該関係学系又は学域の長並びに当該学系又は学域の事務を処理する部局事務部及び部局事務室の長と協議等のうえ当該共回事務部の事務部長が定めるものとする。</p>	<p>第 1 2 条 } (同 左)</p>
<p>(部局事務部の所掌事務等)</p>	<p>(部局事務部の所掌事務等)</p>
<p>第 1 3 条 部局事務部又は部局事務室における所掌事務及びその分掌は、部局の事務については当該部局事務部又は部局事務室が事務を所掌する部局の長が、学系又は学域の事務については当該関係学系又は学域の長並びに当該学系又は学域の事務を処理する共回事務部の事務部長と協議等のうえ当該部局事務部又は部局事務室の長（部局事務室に部局事務室の長が置かれていない場合にあつては、当該部局事務室が事務を所掌する部局の長）が定める。ただし、部局の事務について、別表 2 第 3 欄に複数の部局が掲げられている部局事務部にあつては当該関係部局長と協議等のうえ定めるものとする。</p>	<p>第 1 3 条 } (同 左)</p>
<p>第 1 4 条 <u>前 2 条に定めるもののほか、別表 5 左欄の部局の事務のうち、当該部局が担う全学的支援等の業務に係る企画立案等の事務については、同表右欄の組織が支援するものとする。</u></p>	<p>第 1 4 条 <u>削除</u></p>
<p>(中 略)</p>	
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 この規程は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 2 条を削除する規定中第 1 4</p>	<p>この規程は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 2 条を削除する規定中第 1 4 項</p>

改 正 前	改 正 後																										
<p>項を削除する規定は、平成25年7月1日から施行する。</p> <p><u>2 改正後の第8条の規定は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</u></p> <p>(中 略)</p> <p>別表1 (第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部等</th> <th style="text-align: center;">課等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総長オフィス</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>プロポストオフィス</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>CFOオフィス</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>広報室</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>インスティテューショナル・リサーチ室</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>国際交流室</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>学務部</td> <td> 学生課 厚生課 教務企画課 入試企画課 国際教育交流課 留学生支援課 共通教育推進課 </td> </tr> <tr> <td>人事部</td> <td> 人事企画課 労務課 職員育成課 </td> </tr> <tr> <td>情報部</td> <td> 情報推進課 情報基盤課 DX推進室 </td> </tr> <tr> <td>会計管理部</td> <td> 監理課 経理課 </td> </tr> <tr> <td>施設部</td> <td> 施設企画課 環境安全保健課 整備課 管理課 プロパティ運用課 </td> </tr> <tr> <td>コンプライアンス部</td> <td> 調査室 法務室 </td> </tr> </tbody> </table>	部等	課等	総長オフィス	—	プロポストオフィス	—	CFOオフィス	—	広報室	—	インスティテューショナル・リサーチ室	—	国際交流室	—	学務部	学生課 厚生課 教務企画課 入試企画課 国際教育交流課 留学生支援課 共通教育推進課	人事部	人事企画課 労務課 職員育成課	情報部	情報推進課 情報基盤課 DX推進室	会計管理部	監理課 経理課	施設部	施設企画課 環境安全保健課 整備課 管理課 プロパティ運用課	コンプライアンス部	調査室 法務室	<p>を削除する規定は、平成25年7月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和8年達示第7号)</p> <p style="text-align: center;">この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>別表1 <u>削除</u></p>
部等	課等																										
総長オフィス	—																										
プロポストオフィス	—																										
CFOオフィス	—																										
広報室	—																										
インスティテューショナル・リサーチ室	—																										
国際交流室	—																										
学務部	学生課 厚生課 教務企画課 入試企画課 国際教育交流課 留学生支援課 共通教育推進課																										
人事部	人事企画課 労務課 職員育成課																										
情報部	情報推進課 情報基盤課 DX推進室																										
会計管理部	監理課 経理課																										
施設部	施設企画課 環境安全保健課 整備課 管理課 プロパティ運用課																										
コンプライアンス部	調査室 法務室																										

改正前					改正後				
		人権室			別表2（第5条、第6条関係）				
監事支援室		＝							
不正防止実施本部		＝							
部事務室									
事務改革推進室		＝							
別表2（第5条、第6条関係）					別表2（第5条、第6条関係）				
1 共通 事務部	2 課	3 部 局	4 部局事 務部・事務 室	5 課	1 共通 事務部	2 課	3 部 局	4 部局事 務部・事務 室	5 課
(略)					(同 左)				
北部構内 事務部	総務課	(略)			北部構内 事務部	総務課	(同 左)		
	管理課	(略)				管理課	(同 左)		
	経理課	フイー	フイー	ルド		経理課	(同 左)		
	施設安全	ルド科	科学教育	研究		施設安全	(同 左)		
	課	学教育	究センター			課	(同 左)		
教務・図	研究セ	事務部		教務・図	(同 左)				
書課	ンター			書課	(同 左)				
	ヒト行	ヒト行	動進		ヒト行	ヒト行	動進	動進	
	動進化	化研究	センター		動進化	化研究	センター	センター	
	研究セ	ター事務			研究所	務部			
	ンター								
(略)					(同 左)				
別表2の2（第6条の2関係）					別表2の2（第6条の2関係）				
部局		事務組織			部局		事務組織		
国際高等教育院		学務部			国際高等教育院		学務部		
大学院教育支援機構					大学院教育支援機構				
別表2の3（第8条関係） (略)					別表2の2（第8条関係） (同 左)				
別表3（第8条関係）					別表3（第8条関係）				
1 組織	2 特命事項	3 設置 組織・職	4 必要事 項を定める 者		1 組織	2 特命事項	3 設置 組織・職	4 必要事 項を定める 者	
学務部	国際・共通教育	学務部	学務部長						
	の推進に係る事	際・共通教							
	務に関し、学務	育担当部							
	部長を助け、及	長							
	び管理すること。								

改正前				改正後			
	学生等の就職活動支援及びキャリア形成に関する支援に係る事務に関し、学生課長を助け、及び管理すること。	学務部学生課就職支援事務室長	学務部学生課長				
	大学院教育支援機構に係る事務に関し、必要な企画立案及び連絡調整を行うこと。	大学院教育支援機構企画担当部長	大学院教育支援機構長				
人事部	人事制度に係る事務に関し、人事企画課長を助け、及び管理すること。	人事部人事企画課室長	人事部人事企画課長				
	ダイバーシティの推進に係る事務に関し、職員育成課長を助け、及び管理すること。	人事部職員育成課ダイバーシティ推進室長	人事部職員育成課長				
	事務職員等のキャリアパスに係る事務に関し、職員育成課長を助け、及び管理すること。	人事部職員育成課人材育成室長	人事部職員育成課長				
施設部	施設整備計画に関し、施設企画課長を助け、及び管理すること。	施設部施設企画課室長	施設部施設企画課長				
コンプライアンス部	リスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に係る事務に関し、コンプライアンス部	コンプライアンス部企画管理主幹	コンプライアンス部長				

改正前				改正後			
	長を助け、及び 管理すること。						
本部構内 (文系)共 通事務部	本部構内(文系) 共通事務部長が 命ずる特定の事 業に係る事務に 関し、本部構内 (文系)共通事 務部長を助け、 及び管理するこ と。	本部構内 (文系)共 通事務部	本部構内 (文系)共 通事務部長 担当課長	本部構内 (文系)共 通事務部	本部構内(文系) 共通事務部長が 命ずる特定の事 業に係る事務に 関し、本部構内 (文系)共通事 務部長を助け、 及び管理するこ と。	本部構内 (文系)共 通事務部	本部構内 (文系)共 通事務部長 担当課長
			(略)				(同 左)
			(略)				(同 左)

別表4 (第9条関係)

事務組織	設置組織・職						
	課長 又は室長 補佐	補佐	事務 長補 佐	専門 員	掛 及び 掛 長	専門 職員	主任
事務本部の 部、共通事 務部及び部 局事務室			○	○	○	○	
部局事務部		○	○	○	○	○	
オフィス			○	○	○	○	
第4条から 第6条まで に定める課 及び室	○		○	○	○	○	

別表5 (第14条関係)

部局	事務組織
学生総合支援機構	学務部学生課
大学文書館	総長オフィス
学際融合教育研究推進 センター	プロボストオフィス
学術情報メディアセン ター	情報部情報推進課
男女共同参画推進本部	人事部職員育成課

別表4 (第9条関係)

事務組織	設置組織・職						
	課長 又は室長 補佐	補佐	事務 長補 佐	専門 員	掛 及び 掛 長	専門 職員	主任
共通事務部 及び部局事 務室				○	○	○	○
部局事務部		○	○	○	○	○	
第5条及び 第6条に定 める課及び 室	○			○	○	○	○

別表5 削除

改正前	改正後
(後略)	